

大妻女子大学大学院科目等履修生規程

平成9年11月4日 制定

(趣旨)

第1条 大妻女子大学大学院学則(昭和47年4月1日制定。以下「学則」という。)第40条に規定する科目等履修生(以下「履修生」という。)の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(履修生の資格)

第2条 履修生は、学則第24条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

2 「大妻女子大学学部生の大学院授業科目の履修に関する規程(令和5年2月22日制定)」第6条において、早期履修の推薦を受けた学生についても準用する。

(履修生の手続)

第3条 履修生を志願する者は、次の書類に選考料13,000円を添えて所定の期日までに、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の修了証明書又は卒業証明書
- (5) 現に日本国に在住している外国人は、住民票

2 前条第2項に定める者は、科目等履修生願書のみとする。

3 前条第2項に定める者及び社会人特別選抜による入学手続完了者のうち出願時に科目等履修生を希望した者は選考料を免除する。

(履修生の許可)

第4条 履修生は、専攻会議、研究科教授会の議を経て学長が許可する。

(登録料及び履修料)

第5条 履修生として許可された者は、所定の期日までに登録料20,000円及び履修料として1単位につき20,000円を納付しなければならない。ただし、実験及び実習等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

2 第2条第2項に定める者及び社会人特別選抜による入学手続完了者のうち出願時に科目等履修生を希望した者は登録料及び履修料を免除する。

(諸料金の還付)

第6条 既納の選考料、登録料及び履修料は、返還しない。

(履修開始時期)

第7条 履修生の履修開始時期は、学年又は学期の始めとする。

(履修期間)

第8条 履修生の履修期間は、6か月又は1年とする。ただし、特別の理由があるときは、願い出により履修期間の延長を許可することがある。

(履修単位数)

第9条 履修生が1年間に履修できる履修科目の総単位数は、10単位以内とする。

(資格の取消し)

第 10 条 履修生として本学諸規程に反したときは、専攻会議、研究科教授会の議を経て学長は履修生としての資格を取り消すことがある。

(証明書の交付)

第 11 条 履修した授業科目の試験に合格し、単位を修得した者は、願い出により単位修得証明書の交付を受けることができる。

2 第 2 条第 2 項に定める者は、本学大学院に入学した場合に限り活用できる単位修得通知書の交付をその年度末に受ける。

(他の規程の準用)

第 12 条 履修生については、本規程のほか、正規の学生に関する諸規程を準用する。

(本学学部生の履修)

第 13 条 本学学部生が早期履修制度を利用して大学院科目を履修する場合について、本規程に定めた事項以外の取り扱いは別に定める。

(本規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、専攻会議、研究科教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の大妻女子大学大学院科目等履修生規程施行の際、平成 21 年度後期に家政学研究科、文学研究科、社会情報研究科及び人間関係学研究科の科目等履修生であった者が、引き続き在学期間を延長する場合は、人間文化研究科の科目等履修生とみなす。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 30 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 11 月 25 日 人間文化研究科代議員会)

この規程は、令和 3 年 11 月 25 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 22 日 人間文化研究科代議員会)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。